

島牧村学校運営協議会規則

平成 29 年 12 月 14 日

教委規則第 1 号

平成 30 年 8 月 16 日

教委規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 6 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第 2 条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、島牧村教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため所管する学校に協議会を設置するが、島牧小学校及び島牧中学校（以下「対象学校」という。）の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があることから、対象学校を代表して島牧中学校に協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置にあたり、対象学校の校長、在籍する生徒・児童の保護者及び地域住民の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針等を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営方針に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること
- (5) 施設管理及び施設設備などの整備に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針等に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第 5 条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校に在籍する生徒・児童の保護者及び地域住民の理解を深めること

二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は10名以内とし、次の各号掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は別に定める。

(守秘義務)

第11条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること

(3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(委員の解任)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 前条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員以外とする。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第14条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第15条 協議会は、特別な事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

(附則) (平成30年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。